

- (j) 第7条の意味における既存のものの、付則の目的のための利用のための保存、およびそのような目的のための利用；
- (k) 以下のものの輸出入
 - (i) 死者の身体、あるいは
 - (ii) 人身体に由来する相当な物質、
付則の目的のための利用のために。
- (l) 以下の相当な物質の処分。
 - (i) 付則の目的のための利用のために人身体から摘出されたもの、あるいは
 - (ii) 人身体に由来し第7条の目的のための既存のもの。
- (3) 当局は、以下のことを行うものとする。
 - (a) 本条の下での実務要綱をレビューの下におくこと、および
 - (b) ふさわしいときに改定された実務要綱を作成すること。
- (4) 本条の下で実務要綱を作成する前に、当局は以下のことを行うものとする。
 - (a) ふさわしいと考える者への相談、
 - (b) 実務要綱がウェールズに関する場合、ウェールズの国民議会への相談、および
 - (c) 実務要綱が北アイルランドに関する場合、北アイルランドの相当な機関への相談。
- (5) 当局は本条の下での実務要綱を、その考えでは、関心のある者の注意をひきそうな方法によって出版するものとする。
- (6) 本条の下での実務要綱はイングランド、ウェールズおよび北アイルランドそれぞれに関して異なった規定をおくことができる。

24 同意に関する規定

- (1) 23条(1)項の下で以下の条文に規定されることを扱う際
 - (a) 23条(2)(e) および(g)項、および
 - (b) 死者の身体が関係する限り、第23条(2)(h)項、

当局は、とりわけ、第1条の目的のための同意取得に関して求められるスタンダードを定立するものとする。
- (2) 第(3)項に服する限りにおいて、第(1)項によって定立が求められるスタンダードは第(4)から(8)項に定められる規定を含むものとする。
- (3) 第(1)項によって定立が求められるスタンダードは当局にとって例外的と見える事例に関して異なった効果の規定を含むことができる。
- (4) 第2条(6)(b)(ii)項および第3条(5)(c)の目的のための適格のある関係は以下の順序で序列づけられるものとする。
 - (a) 配偶者あるいはパートナー；
 - (b) 親あるいは子；

- (c) 兄弟姉妹；
 - (d) (c) 項に該当する者の子；
 - (e) 義父母
 - (f) 片親のみを同じくする兄弟姉妹
 - (g) 長年の友人。
- (5) 第(4)項において同じ号にある者の関係は同じ序列である。
- (6) 同意は第(4)および(5)項に従って最高位と認められた者から得る。
- (7) 第(4)および(5)項に従って2人以上の者が等しく最高位と認められる場合、彼らのいかなる者からの同意を得ることで十分である。
- (8) 上記の規定の適用にあたり、以下の場合その者の関係は除外される者とする。
- (a) その者が同意の問題を扱いたくない場合、
 - (b) その者がその問題を扱うことができない場合、あるいは
 - (c) 同意が求められる活動を考慮した上で、その活動に関する同意が得られるためにその者に可能な時間内にコミュニケーションすることが合理的に実施可能でない場合。
- (9) 国務大臣は命令により第(4)項を改正することができる。

2.5 紗領の効果

- (1) 第23条の下での実務紗領のいかなる規定の遵守ができなかつたことはそれ自体としてはその者にいかなる手続における責任を発生させるものではない。
- (2) 23条第(2)項第(a)から(c)および(e)から(j)号のいかなるものに規定される事柄を扱う限り、当局は、免許に関するその機能行使するにあたり、第23条の下の実務要紗のいかなる相当な遵守、あるいは不遵守を考慮に入れることができる。

2.6 紗領の承認

- (1) 第23条の下での実務要紗案が同条第(2)項(a)から(c)および(e)から(j)号のいかなるものに規定される事柄を扱う場合、当局は承認のため紗領案の草案を国務大臣に送付するものとする。
- (2) 第(1)項の下で送付された実務要紗の草案を承認するにあたり、国務大臣は以下のことを行うものとする。
- (a) 紗領がウェールズに関する場合、ウェールズの国民議会に諮問する、および
 - (b) 紗領が北アイルランドに関する場合、北アイルランドの相当な機関に諮問する。
- (3) 国務大臣が第(1)項の下で送付された実務紗領草案を承認する場合、
- (a) 彼はコピー1部を議会の両院に送達するものとする、
 - (b) 紗領がウェールズに関する場合、彼はコピー1部をウェールズ国民議会に送付するものとする、
 - (c) 紗領が北アイルランドに関する場合、彼はコピー1部を北アイルランドの相当

な機関に送付するものとする、および

(d) 約領（草案の形式にある）は命令によって定められる日に効力を有するものとする。

(4) 国務大臣が第（1）項の下に送付された草案を承認しない場合、彼は当局に理由を示すものとする。

(5) 北アイルランドの相当な機関は第（3）(c)号の下受けとったいかなる文書を北アイルランド議会に送達するものとする。

解剖

2.7 免許施設以外での解剖学的標本の占有

(1) 第（2）から（6）に従う限り、以下の行為を行ったものは犯罪とする。

(a) 解剖学的標本を占有しており、および

(b) その標本は解剖免許が有効な施設がない場合。

(2) 第（1）項は以下の場合には該当しない。

(a) 標本が保存免許が有効な施設由来の場合、および

(b) その者が

(i) 指名された者によって書面による標本占有の権限が与えられている場合、および

(ii) その占有の権限が与えられている目的のためにのみ標本を占有している場合。

(3) 第（1）項は以下の場合には該当しない。

(a) その標本が解剖学的検査のために用いられることになっている死者の身体である場合、

(b) その身体を占有する者が死者の死の直後にその合法的占有を有するようになった場合、および

(c) 解剖免許が有効である施設に対して摘出に先立ってその占有を保持する場合。

(4) 第（1）項は以下の施設への輸送の目的のみのために標本の占有を有する場合には適用にならない。

(a) 解剖免許が有効である、あるいは

(b) 標本が教育、トレーニングあるいは研究のために用いられる。

(5) 第（1）項はその者がその標本の占有を、検屍官の機能の目的、あるいはその権限の下で有する場合適用にならない。

(6) 第（1）項はその者が以下のことを合理的に信じる場合には提供にならない。

(a) 自分が占有する者が解剖学的標本でない、

(b) その標本は解剖免許が有効な施設にある、あるいは

(c) 第（2）から（5）項のいかなる規定が適用になる。

(7) 第（1）項の下で犯罪となる者は以下の刑に処する。

- (a)陪審によらない有罪判決の場合
 - (i)12ヶ月以内の懲役、あるいは
 - (ii)法定額を超えない罰金、あるいは
 - (iii)その併科；
- (b)正式起訴状に基づく場合
 - (i)3年以内の懲役、あるいは
 - (ii)罰金、あるいは
 - (iii)その併科。

(8)本条において

「解剖免許」とは以下に権限を与える免許を意味する。

- (a)解剖学的検査の実施、あるいは
- (b)解剖学的標本の保存；

「保存免許」とは解剖学的標本の保存に権限を与える免許を意味する。

28 免許施設以外のかつて解剖学的標本であったものの占有

- (1)第(2)から(5)項に服する限り、以下の行為を行った者は犯罪とする。
 - (a)かつて解剖学的標本であったものを所持する、および
 - (b)その標本は保存免許が有効である施設にない。
- (2)第(1)項は以下の場合には適用にならない。
 - (a)その標本が保存免許が有効である施設由来のものである、および
 - (b)その者が
 - (i)その標本の占有を有することを指名された者によって書面で権限を与えられている、および
 - (ii)彼がその占有を有することの権限を与えられた目的のためにのみその標本の占有を有する。
- (3)第(1)項は以下の施設への輸送の目的のためにのみ標本の占有を有する場合には適用にならない。
 - (a)保存免許が有効である、あるいは
 - (b)標本が教育、トレーニングあるいは研究のために用いられる。
- (4)第(1)項は標本の占有が以下のものである場合には適用にならない。
 - (a)礼意を持った処分のため、あるいは
 - (b)検屍官の機能の目的で、あるいはその権限の下で。
- (5)第(1)項はその者が以下のことを合理的に信じる場合には適用にならない。
 - (a)彼が占有を有するものがかつて解剖学的標本であったものではない、
 - (b)その標本が保存免許が有効である施設にある、あるいは
 - (c)第(2)から(4)項のいかなる規定が適用になる。

(6) 第(1)項の下で犯罪となる者は以下の刑に処する。

(a) 陪審によらない有罪判決の場合

- (i) 12ヶ月以内の懲役、あるいは
- (ii) 法定額以内の罰金、あるいは
- (iii) その併科。

(b) 正式起訴状による有罪判決の場合

- (i) 3年以内の懲役、あるいは
- (ii) 罰金、あるいは
- (iii) その併科。

取引

29 人物質の商業的取引の禁止

(1) 以下をした者は有罪とする。

(a) 死者の身体あるいはいかなる相当な身体物質を、供給、あるいは供給の申し出のために、報酬を与えあるいは受け取った；

(b) 報酬のために、死者の身体、あるいはいかなる相当な身体物質の提供を行おうとする者を探す；

(c) 報酬のために、死者の身体、あるいはいかなる相当な身体物質の提供を申し出る；

(d) 死者の身体あるいはいかなる相当な身体物質の提供、あるいは提供の申し出のための報酬の授与に関わるいかなる取り決めを持ちかけあるいは交渉する；

(e) そのような取り決めの持ちかけあるいは交渉を構成あるいは含む行為を行う法人あるいは非法人の経営あるいは管理に参加する。

(2) 第(1)項(b)および(c)号を害さない範囲内で、以下の広告を発行あるいは流通させてしまい、あるいは故意に発行あるいは流通させた者は有罪とする。

(a) 死者の身体あるいはいかなる相当な身体物質を報酬のために提供し、あるいは提供を申し出るよう勧誘する、あるいは

(b) 広告社が第(1)項(d)号に規定されたようないかなる取り決めの申出あるいは交渉を望んでいることを示唆する。

(3) 以下の場合第(1)あるいは(2)項が適用になる活動に加わった者は犯罪とはしない。

(a) そのような活動に合法的に携わることができる者として当局から指名された者である場合、あるいは

(b) 適格のある博物館の目的での獲得の目的で、あるいは関係して、活動に携わる場合。

(4) 第(1)項の下で犯罪とされる者は以下の刑に処せられるものとする。

(a) 陪審によらない有罪判決の場合

- (i) 12ヶ月以内の懲役、あるいは
 - (ii) 法定額以内の罰金、あるいは
 - (iii) その併科。
- (b) 正式起訴状による有罪判決の場合
- (i) 3年以内の懲役、あるいは
 - (ii) 罰金、あるいは
 - (iii) その併科。
- (5) 第(2)項の下で犯罪とされる者は陪審によらない有罪判決により以下の刑に処せられるものとする。
- (a) 51週以内の懲役、あるいは
 - (b) 標準スケール上のレベル5以内の罰金、あるいは
 - (c) その併科。
- (6) 死者の身体の供給に関する限り、第(1)および(2)項にいう報酬とは、身体の輸送、保存あるいは保管にかかった、あるいは関係したいかなる費用の支払いあるいは償還のための金銭あるいは金銭的財産を含まない。
- (7) いかなる相当な身体物質の供給に関する限り、第(1)および(2)項にいう費用とは、以下のものの支払いあるいは償還のための金銭あるいは金銭的財産の支払いを含まない。
- (a) その物質の輸送、移転、準備、保存あるいは保管にかかった、あるいは関係したいかなる費用、あるいは
 - (b) 彼の身体からその物質を供給するのに合理的であり直接起因すべき限りにおいて、その物質が由来する者のいかなる費用および収入喪失。
- (8) 本条の目的のために、「相当な身体的物質」とは以下のいかなる身体的物質をいう。
- (a) 人細胞を構成しあるいは含むもの、および
 - (b) 第(9)項の下で除外されないもの。
- (9) 以下の身体的物質は除外される。
- (a) 配偶子、
 - (b) 胚、
 - (c) 生きているの身体からの髪および爪、および
 - (d) 人為の適用によって所有権の対象になった物質。
- (10) 本条において、
「広告」は公衆一般に対するものたると、公衆のいかなるセクションに対するものたるとあるいは限られた者に対する個人的なものたるとを問わざいかなる形式の広告を含む；
「身体的物質」とは人体からの物質を意味する；
「報酬」とは財産的あるいは他の物質的な優位のいかなる種類を意味する。

3 0 生きているドナーが関与する移植の制限

- (1) 第（3）および（5）項に服する限り、以下のことをした者は有罪とする。
 - (a) その物質が移植の目的のために用いられることを意図して成人の身体から移植可能ないかなる物質を摘出する、および
 - (b) その物質を摘出する際、その物質が摘出される者が生きていることを知っており、あるいは知ることが合理的に期待される。
- (2) 第（3）および（5）項に服する限り、以下のことをした者は有罪とする。
 - (a) 成人の身体に由来するいかなる移植可能な物質を移植の目的で利用する、および
 - (b) それをする際、その物質が成人の身体由来のものであることを知っているか、知ることが合理的に期待される。
- (3) 国務大臣は規則にて以下の場合第（1）あるいは（2）項が適用にならない旨を定めることができる。
 - (a) 当局が以下のことを確信する場合
 - (i) 第29条に違反する報酬が与えられておらずあるいは与えられないであろう、および
 - (ii) 規則に特定された他の要件が満たされている、および
 - (b) 規則に特定された他の要求が遵守されている場合。
 - (4) 第（3）項の下での規則は、規則が定めることのできる状況の下、規則が定めることのできる手続に従った再考のために、服すべき規則の下でそれによって定められる事項に該当する事柄に関する当局の判断のための規定を含まなければならない。
 - (5) 第（3）項の下で第（1）あるいは（2）項からの例外が有効である場合、彼が例外が適用になると合理的に信ずる場合動向の下有罪とはされない。
 - (6) 本条の下有罪とされた者は陪審によらない有罪判決として以下の刑に処する。
 - (a) 51週以内の懲役、あるいは
 - (b) 標準スケールのレベル5以内の罰金、あるいは
 - (c) その併科。
 - (7) 本条において
「報酬」とは第29条にいうのと同じ意味を有する。
「移植可能な物質」とは当局によって作られる命令に定められる物質を意味する。

3 1 移植術に関する情報

- (1) 国務大臣は人身体から摘出された移植可能な物質を用いて行われたあるいは行われる移植に関して規則にて特定される情報を規則にて特定される個人に提出を要求する規則を作成することができる。
- (2) いかなるそのような当局は本条の下で規則に従って提出された情報の記録を保管するものとする。

- (3) 以下の者は有罪とする。
- (a) 合理的な理由なく本条の下での規則に従わなかった。
 - (b) そのような規則に従うとしながら、故意または過失によって物質の点について虚偽あるいは誤解を招く情報を提出した。
- (4) 第(3)項(a)号の下で有罪とされた者は陪審によらない有罪判決として標準スケール上のレベル3以内の罰金とする。
- (5) 第(3)項(b)号の下で有罪とされた者は陪審によらない有罪判決として標準スケール上のレベル5以内の罰金とする。
- (6) 本条において、「移植可能な物質」とは第30条にいうのと同じ意味を有する。

監査体

3.2 解剖学および病理学の監査体

- (1) 以下によって構成される解剖学および病理学の監査体がおかれるものとする
 - (a) 委員会、
 - (b) 当局によって選任された主任執行役員、および
 - (c) 委員会を補佐するために当局によって任命された当局の他のスタッフ。
- (2) 主任執行役員および解剖学および病理学の監査体の委員会を補佐するために任命された他のスタッフは委員会の指示の下にあるものとする。
- (3) 解剖学および病理学の監査体の委員会は国務大臣が命令によって定めるような監査体の目的の範囲内での活動に関する当局の機能を当局に代わって実施するものとする。
- (4) 当局は監査体の目的の範囲内での活動に関するいかなる機能を（それが決定できる範囲内において）解剖学および病理学の監査体の委員会に委譲することができる。
- (5) 付則4は解剖学および病理学の監査体の委員会に関して効力を有する。

3.3 解剖学および病理学の監査体の目的

- (1) 以下のものは解剖学および病理学の監査体の目的の範囲内の活動である。
 - (a) 移植以外の付則の目的のための利用のための、人身体からの、身体を構成しあるいは身体が含む相当な物質の摘出；
 - (b) 以下の物の利用
 - (i) 死者の身体、あるいは
 - (ii) 人身体由来の相当な物質、
- (c) 移植以外の付則の目的のために；
- (d) ((c)号に当てはまらない場合)以下の物の保存
 - (i) 死者の身体、あるいは
 - (ii) 人身体由来の相当な物質、

移植以外の付則の目的のために；

(e) 以下のものの輸出入

(i) 死者の身体、あるいは

(ii) 人身体由来の相当な物質、

移植以外の付則の目的のために；

(f) 以下の死者の身体の処分

(i) 利用のために輸入されたもの、

(ii) 利用のために保存されたもの、あるいは

(iii) 利用されたもの、

付則の目的のために；

(g) 以下の相当な物質の処分

(i) 医療の目的のためにあるものの身体から摘出されたもの、

(ii) 解剖学的、あるいは死後、検査目的のために死者の身体から摘出されたもの、

(iii) (第 (ii) で言及されたもの以外に) 移植以外の付則の目的のために人の身体から摘出されたもの、

(iv) 人身体由来で移植以外の付則の目的のために輸入されたもの、あるいは

(v) 付則の目的のために輸入された死者の身体由来のもの。

(2) 第 (1) 項 (a) および (b) 項の一般性を害さない限りにおいて、解剖学および病理学の監査体の目的の範囲内の活動は、とりわけ、以下のものを含む。

(a) 解剖学的検査の実施、および

(b) 死後検査を行うこと。

(3) 適格のある博物館の目的になされた場合、活動は解剖学および病理学の監査体の目的から除外される。

(4) 国務大臣は当局の目的の範囲内の活動を解剖学および病理学の監査体の目的の範囲内の活動に加える目的で命令にて本条を修正することができる。

3 4 人への利用のための臓器および組織の監査体

(1) 以下によって構成される人への利用のための臓器および組織の監査体がおかれるものとする

(a) 委員会、

(b) 当局によって選任された主任執行役員、および

(c) 委員会を補佐するために当局によって任命された当局の他のスタッフ。

(2) 主任執行役員および人への利用のための臓器および組織の監査体の委員会を補佐するために任命された他のスタッフは委員会の指示の下にあるものとする。

(3) 人への利用のための臓器および組織の監査体の委員会は国務大臣が命令によって定めるような監査体の目的の範囲内の活動に関する当局の機能を当局に代わって実施する

ものとする。

(4) 当局は監査体の目的の範囲内の活動に関するいかなる機能を（それが決定できる範囲内において）人への利用のための臓器および組織の監査体の委員会に委譲することができる。

(5) 付則4は人への利用のための臓器および組織の監査体の委員会に関して効力を有する。

3.5 人への利用のための臓器および組織の監査体の目的

(1) 以下のものは解剖学および病理学の監査体の目的の範囲内の活動である。

(a) 移植の目的のための利用のための、人身体からの、身体を構成しあるいは身体が含む相当な物質の摘出；

(b) 移植の目的のための、人身体由来の相当な物質の利用；

(c) 移植の目的のための利用のための、人身体由来の相当な物質の保存；

(d) 移植の目的での利用のための、人身体由来の相当な物質の輸出入；

(e) 以下の相当な物質の処分

(i) 移植の目的のための利用のために人身体から摘出されたもの、あるいは

(ii) 人身体に由来し移植の目的のための利用のために輸入されたもの。

(2) 国務大臣は当局の目的の範囲内の活動を人への利用のための臓器および組織の監査体の目的の範囲内の活動に加える目的で命令にて本条を修正することができる。

(3) 本条において、「相当な物質」には血液および血液由来のいかなるものも含まれない。

3.6 監査体による機能の遂行に関する義務

(1) 当局の機能を実施するにあたり、それぞれの監査体は12条(a)項(ii)号の目的のために当局が当座示した一般原則に従うものとする。

(2) 当局はそれぞれの監査体の機能の実施をモニターするものとする。

(3) 当局はそれぞれの監査体による機能の実施に關した不服に関する手続を整備するものとする。

一般

3.7 委任の協定とサービスの提供

(1) 当局と政府部署との間で、公的権限あるいは公的部局の保有者に関する以下の委任がなされることができる。

(a) 他の当局によって、あるいは他の当局のスタッフのメンバーによって行われる、当局のいかなる機能、あるいは

(b) 当局への、他の当局による、行政的、専門的あるいは技術的なサービスの提供。

(2) 第(1)項(a)号の下でのアレンジメントは当局の機能の実施のための責任に影

影響を与えるものではない。

(3) 第(1)項(a)号は下部機関法(解釈法1978(c.30))の意味においてを制定する機能に影響を与えるものではない。

38 年次報告書

(1) 当局は以下のものを作成するものとする。

- (a) その存在のはじめの12ヶ月の報告書、および
- (b) その後12ヶ月の期間の報告書。

(2) 本条の下での報告書は報告書が関係する期間における当局および監査体の活動を扱うものとする。

(3) 当局は本条の下で以下にそれぞれ報告書を送付するものとする。

- (a) 国務大臣、
- (b) ウェールズ国民議会、および
- (c) 相当な北アイルランド部局、

報告書が関係する期間の終了後実行可能な限り早く。

(4) 国務大臣は本条の下彼が受け取った報告書のコピーを国会の両院に送達するものとする。

(5) 相当な北アイルランド部局は本条の下受け取った報告書のコピーを北アイルランド議会に送達するものとする。

39 指示

(1) 当局は本部の下指示を与えることのできるいかなる目的のために指示を与えることができる。

(2) 本部の下指示を与えるためのいかなる権限は以前のその権限の行使によって与えられた指示の変更あるいは撤回の権限を含む。

(3) 本部の下指示を与えるためのいかなる権限は書面による手段によって実行可能である。

(4) 本部の下指示を与えるためのいかなる権限はそのものに対して指示の通知を提供することによって与えられるものとする。

(5) いかなる免許(効力が終了したものを含む)に関する本部の下での指示は以下によって与えられることができる。

(a) 指名された者あるいは免許の保有者(あるいはその終了の直前にそれらであった者)に指示の通知を提供する、あるいは

(b) その方法によって通知を与えることが実行可能でないと当局に思われる場合には、その意見として、適用される者の注意をひきそうな方法によって指示を公開することによって。

(6) 当局にとって一般的指示と見える本部の下での指示は第(5)項(b)号に規定されるに公開されることによって与えられることができる。

(7) 本条は付則2条の下での指示には適用にならない。

除外

40 刑事手続

(1) 第(2)項に服する限り、第11(1)、13(2)あるいは33(1)条は以下に関係した目的のためになされいかなる行為にも適用にならない。

(a) 犯罪の防止あるいは捜査、あるいは

(b) 訴追の行為。

(2) 第(1)項は検屍官の機能の目的のための死後検査の実施を第11(1)、13(2)あるいは33(1)条から除外するものではない。

(3) 第(2)項における死後検査の実施への言及は、警察官による死体あるいは部分の第一発見地における死者の身体、あるいは死者の身体の部分からの相当な物質の摘出を含むものではない。

(4) 第(1)項(a)号の目的のために、犯罪捜査は以下のものを含むものとする。

(a) 誰によって、どのような目的で、どのような手段でおよび一般的にどのような状況においていかなる犯罪が行われたかを立証する、および

(b) いかなる犯罪が行われた者の逮捕；

および第(1)項(a)号の犯罪捜査への言及は英國の外でのいかなる犯罪および犯罪と疑われるもののいかなる捜査を含む。

(5) 第(1)項(b)号において、訴追への言及は英國の外の国あるいは地域におけるいかなる犯罪に関して提起される訴追を含む。

(6) 本条において、犯罪への言及は以下のいかなる行為を含む。

(a) 1以上の犯罪を構成するもの（英國たると英國の外の国あるいは地域たるとを問わずその法の一部の下で）、

(b) 英國の一部で行われたとしたら、1以上の犯罪を構成するであろう、あるいはそれに相当するいかなるもの、あるいは

(c) 陸軍法1955(3&4 Eliz. 2 c. 18)、空軍法1955(3&4 Eliz. 2 c. 19)あるいは空軍懲戒法1957(c. 53)の下での單法会議により裁かれる可能性のある1以上の行為を構成するもの。

41 宗教的遺品

(1) 本条は以下のものに適用になる。

(a) 以下の物の利用

(i) 死者の身体、あるいは

(ii) 人の身体由来の相当な物質、

公の宗教的礼拝の場所あるいはそのような場所に関係した場所における公の展示の目的のために、および

(b) 以下の物の保存

(i) 死者の身体、あるいは

(ii) 人の身体由来の相当な物質、

第(a)項で言及されている目的のための利用のために。

(2) 以下の二つが関係がある場合本条が適用になる行為は第11(1)、13(2)および33(1)条から除外される。

(a) 行為が関係する身体あるいは物質、および

(b) 当該公の宗教的な参拝が行われる場所での宗教的な礼拝。

(3) 本条の目的のために、そこで行われる宗教的な礼拝に関連した目的で使われる場合、その場所は公の宗教的礼拝に関連する場所である。

補遺

4.2 「適格のある博物館」

(1) 本部の目的のために、以下の場合博物館は「適格のある博物館」である。

(a) 公衆に開かれている永久的なコレクションを有する、および

(b) 資格を有する施設である、あるいは法的資格を有する施設によって運営されている。

(2) 本部においては、適格のある博物館が資格のある施設によって運営されている場合、適格のある博物館の目的の言及は、博物館に関し、博物館を運営する施設の目的とする。

(3) 本条において、「適格のある博物館」とは以下の施設を意味する。

(a) 収益を上げない、

(b) 得た収益を外部配分しない、あるいは

(c) 得た収益を資格のある施設にのみ分配するかもしれない。

4.3 第2部の解釈

(1) 本部において、

「解剖学的標本」とは以下のものを意味する。

(a) 解剖学的検査の目的のために利用される死者の身体、あるいは

(b) 解剖学的検査の目的で利用される過程にある死者の身体（そのような身体から切り離された部分を含む）；

「上訴委員会」は17条(2)項によって与えられる意味を有する；

「指名された者」、免許に関して、とはその者の監督の下で免許行為が実行されることが権限づけられた者として免許において指名された者を意味する；

「輸出」とはイングランド、ウェールズあるいは北アイルランドからイングランド、ウェールズあるいは北アイルランドの外へと輸出することを意味する；

「輸入」とはイングランド、ウェールズあるいは北アイルランドの外からイングランド、ウェールズあるいは北アイルランドへ輸入することを意味する；

「監査体」とは解剖学および病理学の監査体および人への利用のための臓器および組織の監査体を意味する；

「付則の目的」とは付則1に明定された目的を意味する。

(2) 本部においては、免許が適用になる者の言及は当局が免許によって与えたものが及ぶ者とする。

第3部
雑則および一般
雑則

4 4 移植のための保存

(1) 病院、ナーシングホームあるいは他の施設にある身体部分が移植のために用いる適合がありあるいは適合があり得る場合、その施設の管理および経営権を有する者が以下の行為を行うことは合法的であるものとする。

- (a) 移植のために用いるために部分を保存する目的のために手段を講ずる、および
- (b) その目的のために身体を保持すること。

(2) 第(1)項(a)号の権限は以下にのみ拡張される。

- (a) その規定において言及される目的のため最小限の手段を高すこと、および
- (b) 最小限の侵襲的処置を用いた利用。

(3) 移植のための部分の摘出を行う同意が行われておらず、あるいは行われないであろうことが確認された後は、第(1)項の下での権限は適用されない。

(4) 第(1)項の下での権限は以下の者による権限の下行為をすることが権限づけられているいかなる者に拡張されるものとする。

- (a) 動向によってその権限が与えられている者、あるいは
- (b) その権限の下行為することが同項の下権限づけられている者。

(5) 本条において、「身体」とは死者の身体を意味する。

4 5 余剰組織

(1) 第(2)あるいは(3)項が適用になる物質が廃棄物と扱われることは合法的であるものとする。

(2) 本条は人細胞を構成しあるいは人細胞が含むおよび以下の過程において人の身体から由来したいかなる物質に適用される。

- (a) 医療を受ける、

- (b) 医学的診断が行われる、あるいは
 - (c) 研究への参加。
- (3) 本条は以下のいかなる相当な物質に適用される。
- (a) 人身体に由来する、および
 - (b) 付則1に定められた目的のための利用、あるいは利用のための保存が終わった。
- (4) 本条は本条がなければ合法的ないかなるものを非合法なものにするように読まれてはならない。

4 6 同意のないDNAの分析に関連した罪

- (1) 以下の場合を犯した者は犯罪とする。
 - (a) 以下の意図でいかなる身体的物質を有する
 - (i) 適格のある同意なしにその物質の中にあるいかなる人DNAを分析すること、および
 - (ii) 分析結果を除外目的（第47条）以外に利用すること、
 - (b) その物質が第（2）項の下で除外される種類でない、および
 - (c) その物質が除外される種類であると合理的に信ずるものでない。
- (2) 身体的物質は以下の場合除外される。
 - (a) 死亡した者の身体から本条の施行の日以前に由來した物質であってその者の死から少なくとも100年が経過しているもの、あるいは
 - (b) 人身体の外にある胚。
- (3) 本条の下での犯罪は以下の刑とする。
 - (a) 陪審によらない有罪判決として
 - (i) 12ヶ月以内の懲役、あるいは
 - (ii) 法定額を超えない罰金、あるいは
 - (iii) その併科。
 - (b) 正式起訴状による有罪判決として
 - (i) 3年以内の懲役、あるいは
 - (ii) 罰金、あるいは
 - (iii) その併科。
- (4) 付則5（何が本条の目的のための適格のある同意を構成するかに関して規定する）は効力を有する。
- (5) 本条において、「身体物質」とは以下の物質を意味する。
 - (a) 人身体に由来する、および
 - (b) 人細胞を構成しあるいは含む。

4 7 同意なしにDNAが分析できる目的

(1) いかなる場合においても、以下は第46条(1)(a)(ii)の目的のための除外される目的である。

- (a) その身体がDNAを産生する者の医学的診断あるいは治療の目的；
 - (b) 検屍官の機能の目的；
 - (c) 死の検査に関する検察官(procurator fiscal)の機能の目的；
 - (d) 以下の目的
 - (i) 犯罪の防止あるいは検査、あるいは
 - (ii) 訴追の遂行；
 - (e) 国防の目的；
 - (f) 英国以外のものを含む、裁判所あるいは審判所の命令あるいは指示の実施の目的。
- (2) 物質が生者の身体由来の場合、以下も46条(1)(a)(ii)の目的のために除外される目的である。

- (a) 臨床的オーディット；
 - (b) 医学的診断あるいは治療に付随した教育あるいはトレーニングの目的；
 - (c) 公衆衛生モニタリングの目的；
 - (d) 質の確保の目的。
- (3) 第(1)(d)(i)項の目的のために、犯罪の検査とは以下のものを含むものとする。

(a) 誰によって、どのような目的で、どのような手段でおよび一般的にどのような状況でいかなる犯罪が行われたかを証明する、および

- (b) いかなる犯罪が行われた者の逮捕；
- および第(1)(d)(i)項における犯罪の検査の言及は英国以外におけるいかなる犯罪あるいは犯罪と疑われるものに関する検査を含む。

(4) 第(1)(d)(ii)項において、訴追の言及は英国以外の国あるいは地域におけるいかなる犯罪に関して提起される訴追を含む。

(5) 本条において、犯罪への言及は以下のいかなる行為に関するものを含む。

(a) 1以上の犯罪を構成するもの（英國たると英國以外の国あるいは地域たるとを問わずその法の一部の下で）、

(b) 英国一部で行われたとしたら、1以上の犯罪を構成するであろう、あるいはそれに相当するいかなるもの、あるいは

(c) 陸軍法1955(3&4 Eliz. 2 c. 18)、空軍法1955(3&4 Eliz. 2 c. 19)あるいは空軍懲戒法1957(c. 53)の下での軍法会議により裁かれる可能性のある1以上の行為を構成するもの。

(6) 第(1)(f)項は命令をしあるいは指示を与えるいかなる権限を与えるものと解釈されてはならない。

(7) 国務大臣は命令にて以下の目的のために本条のこれまでの規定を変更することがで

きる。

(a) 第(1)あるいは(2)項に特定される目的のいかなるものの変更あるいは削除、あるいは

(b) そのように特定される目的の追加。

4.8 コミュニティの義務に効果を与える権限

(1) 国務大臣は規則にて本法を修正することができる。

(a) 相当な義務を課すあるいは相当な義務を修正させる目的のために、あるいは

(b) 相当な義務から生ずるあるいは関連した問題を扱う目的のために。

(2) 第(1)項の下での権限は

(a) (とりわけ) 規定を追加しあるいは削除する権限を含む、および

(b) いかなる他の法律および法律の下で作られた規則を修正しあるいは撤回する権限を含む。

(3) 本条において、「相当な義務」とは人細胞を構成し、含み、あるいは由来する物質に関する英國のコミュニティの義務を意味する。

4.9 人遺体の売却の権限

(1) 本条は以下の団体に適用される。

装甲管理会委員会

英國博物館管理会

帝国戦争博物館管理会

ロンドン博物館支配人委員会

国立船舶博物館管理会

マージーサイド国立博物館および展示館管理会委員会

国立歴史博物館管理会

科学博物館管理会委員会

ビクトリアおよびアルバート博物館管理会委員会

(2) その他の機能に関連するといないと問わず、いかなる理由のためにそうすることが適切に見える場合本条が適用になるいかなる団体はそのコレクションからいかなる人遺体を移転することができる。

(3) コレクションの中のいかなる人遺体に関して、本条が適用になる団体にとって以下のようにみえる場合

(a) 人遺体が人遺体の何ものかと混ぜられあるいは結合している、および

(b) それらを引き離すことが好ましくなく、あるいは実施不可能である、

第(2)項で与えられた権限は人遺体が混ぜられあるいは結合されたものの移転を含む。

(4) 第(2)項で与えられた権限は本条が適用になる団体がその権限が実行可能なもの

に関するいかなるものも有するいかなる管理あるいは条件に影響を与えない。

(5) 第(2)項によって与えられた権限は付加的権限である。

一般

50 監査、立入、捜査および押収の権限

付則6（監査、立入、捜査および押収の権限を規定する）は効力を有する。

51 法人による犯罪

(1) 本法の下での犯罪が法人によって行われそれが以下の者の同意あるいは了承に基づいて行われあるいはいかなる過失が寄与したことが証明された場合

(a) 法人のいかなる取締役、支配人、セクレタリーあるいは他の同様な役職、あるいは

(b) そのような能力を有すると称するいかなる者、

彼（法人と同様に）は犯罪を犯したものとし手続をうける責任を有したがって罪を受けるものとする。

(2) 法人の決定がメンバーによって管理されている場合、第(1)項は管理の機能に関するメンバーの作為と不作為に関して法人の取締役であるかのように適用される。

(3) 本法の下での犯罪がスコットランド組合によって行われそれが組合員の同意あるいは了承に基づいて行われあるいはいかなる過失が寄与したことが証明された場合、彼（組合と同様に）は犯罪を犯したものとし手続をうける責任を有したがって罪を受けるものとする。

(4) 第(3)項において、「組合員」とは組合員と称して行為したものと含む。

52 訴追

第5、29あるいは30条の下での犯罪は以下の場合を除き開始されないものとする。

(a) イングランドおよびウェールズにおいては、Public Prosecutions長官によってなされるかあるいはその同意がある場合；

(b) 北アイルランドにおいては、北アイルランド Public Prosecutions長官によってなされるかあるいはその同意がある場合。

53 犯罪：北アイルランドおよびスコットランド

(1) 本法は第(2)および(3)項に規定する修正を伴って北アイルランドに関して効力を有する。

(2) 第29条(5)項において、「51週」とあるのは「6ヶ月」と置き換える。

(3) 第5条(6)(a)(i)、第22条(2)(a)(i)、27条(7)(a)(i)、28条(6)(a)(i)、29条(4)(a)(i)および46条(3)(a)(i)において、「1,

2ヶ月」とあるのは「6ヶ月」と置き換えられる。

(4) 第46条は第3(a)(i)項の「6ヶ月」とあるのを「12ヶ月」と置き換えた上でスコットランドに関して効力を有する。

54 命令および規則

(1) 本法の下での命令あるいは規則を作成するいかなる権限は以下の権限を含む。

(a) 異なった事例のために異なった規定を作成する、および

(b) 付隨的、補足的、後続的あるいは移行的な規定あるいは救済規定を作成する。

(2) 本法の下での命令あるいは規則を作成するいかなる権限は施行規則によって行使されうる。

(3) 本法の下で国務大臣によって作られる命令あるいは規則を含む施行規則は、第1(8)、8(9)、11(4)、13(5)、24(9)、30(3)、33(4)、35(2)、47(7)、48(1)および56(10)を除くほかは、国会の一院の決議に従う廃止に服するものとする。

(4) 第1(8)、8(9)、11(4)、24(9)、33(4)、35(2)、47(7)および56(10)の下での命令、および13(5)、30(3)、48(1)の下での規則は、それあるいはそれらを含む施行規則の原案が国会の両院に提出され決議によって承認されない限り作られないものとする。

(5) 第(1)から(3)項は第60条あるいは62条の下での命令には適用にならない。

(6) 第11(4)、13(5)あるいは33(4)条の下での権限は

(a) ウェールズにおける博物館に関する限り、ウェールズ国民議会の同意を伴ってのみ実行されうる。

(b) 北アイルランドにおける博物館に関する限り、文化、芸術および余暇省の同意を伴ってのみ実行されうる。

(7) 国務大臣は以下のいかなる規定の下で行為するにあたってはウェールズ国民議会および相当な北アイルランド部局に諮問するものとする。

1(8)；

4(10)(b)；

6(4)(d)；

8(9)；

11(4)；

13(3)および(5)；

24(9)；

30(3)；

31(1)；

32(3)；

33 (4) ;
34 (3) ;
35 (2) ;
47 (7) ;
48 (1) ;
56 (10) ;
付則6の4 (5)

(8) 第47(7)の下で行為するにあたり、国務大臣はスコットランド大臣にも諮問するものとする。

55 「相当な物質」

- (1) 本法において、「相当な物質」とは人細胞を構成しあるいは含む、配偶子以外の物質をいう。
- (2) 本法において、人体由来の相当な物質の言及は以下のものは含まない。
- (a) 人体の外にある胚、あるいは
 - (b) 成人の身体からの髪および爪。

56 一般的解釈

(1) 本法において

- 「成人」とは18歳に達したものを意味する；
「解剖学的検査」とは解剖学的目的ための解剖による検査を意味する；
「解剖学的目的」とは形態学の教育あるいは学習、あるいは研究の目的を意味する；
「当局」とは第10(1)条によって与えられた意味を有する；
「子供」とは、(9)項の場合を除き、18歳に満たないものを意味する。
「免許」は付則3の1パラグラフの下での免許を意味する。
「免許活動」とは、免許に関して、免許によって実施が権限づけられた行為を意味する；
「親責任」とは、
 - (a) イングランドおよびウェールズに関しては、児童法1989(c.41)におけると同じ意味を有する、および
 - (b) 北アイルランドにおいては、児童（北アイルランド）命令1995(S.I. 1995/755(N.I. 2))におけると同じ意味を有する；

「相当な北アイルランド部局」とは健康、社会サービスおよび公衆安全省を意味する。

(2) 本法において、解剖学的検査の実施の言及は死者の身体の解剖学的目的ための解剖による検査、および、死者の身体の部分がそのような検査の過程において切り離された場合には、解剖によるそのような目的のための部分の検査の実施を含む。